

群馬県適正化通信 NO. 93(平成28年5月号)

平成27年度巡回指導実施結果について

平成27年度の巡回指導結果を見ると、総合評価においては、前年度同様、全体にレベルアップが図られてきています。しかし、改善指導項目については、運行管理面に毎年度改善指導項目が多く、特に、特定の運転者に対する特別な指導（事故歴の把握を含む）の項目は、毎年度ワースト1になっています。（適正化通信 NO.33・NO.63・NO.75・NO.92参照）

管理者の方も充分理解はしていることと思いますが、少なくとも前回の巡回指導時と同じ指導項目とならないよう、改善に向けた計画的かつ積極的な取り組みをお願いします。

1. 巡回指導総合評価集計（通常巡回）

	A (大変良い)		B (良い)		C (普通)		D (悪い)		E (大変悪い)		合計	
	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
23年度	88	13.8	233	36.4	210	32.8	82	12.8	27	4.2	640	100
24年度	114	18.3	251	40.2	189	30.2	59	9.4	12	1.9	625	100
25年度	96	16.9	229	40.5	195	34.5	29	5.1	17	3.0	566	100
26年度	120	22.5	242	45.4	126	23.7	32	6.0	13	2.4	533	100
27年度	127	22.7	267	47.8	123	22.0	31	5.5	11	2.0	559	100

2. 改善指導項目ワースト5

※（ ）内の数字は指摘率

調査事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
・ 特定運転者に対する特別指導 (事故歴の把握を含む)	① (61.3%)	① (55.7%)	① (61.2%)	① (52.6%)	① (48.8%)
・ 特定運転者の適性診断受診	② (49.0%)	② (46.8%)	② (44.4%)	② (38.4%)	② (31.9%)
・ 過労防止(改善基準違反)			④ (29.5%)	③ (26.1%)	③ (28.0%)
・ 運行指示書の作成、指示、携行、保存					④ (23.7%)
・ 乗務の記録(運転日報)の作成、保存	④ (40.3%)	④ (33.3%)	⑤ (29.5%)		⑤ (22.5%)
・ 健康診断の実施及び記録、保存				④ (25.3%)	
・ 点呼の実施及び記録、保存	③ (42.8%)	③ (35.8%)	③ (31.4%)	⑤ (25.0%)	
・ 乗務員に対する指導監督	⑤ (38.2%)	⑤ (27.3%)			

注：特定運転者に対する特別指導については、新たに雇い入れた者に対する事故歴の把握（乗務するまでに運転記録証明書を取得すること。）及び、高齢運転者に対する適齢診断の結果に基づく指導教育の未実施が主な指導項目となっています。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821